

推薦制度について

1. 推薦入試の特徴

推薦入試は、(① 高校生活への取り組み) を重視する入試制度。学業成績やクラブ活動、課外活動などが評価の対象になる。(② 欠席日数・遅刻回数) が多いと学校から推薦できない場合がある。推薦は自己都合で(③ 辞退) することはできない。

2. 推薦入試の種類

①指定校推薦 (学校型選抜)

[特徴]

大学や専門学校が、過去の入学実績などをもとにして、推薦出願を受け付ける高校を(④ 指定) する入試制度。学校長が推薦する。併願は絶対にできない。面接での態度や、入学後の取り組みによって次年度の保土ヶ谷高校への指定校枠が左右される場合がある。過去には卒業生の学力不振で指定校枠が減った例あり。

[人数]

推薦できる人数には(⑤ 制限があり)、1～2名、または若干名という場合が多い。希望者数が人数枠を超えている場合は、基準を満たしていても校内選考の結果、推薦できない場合がある。

[注意]

合格後の取り組みによっては、一般入試で入学した人と学力に差が出てしまうのでしっかりと最後まで勉強することが大切。受験時期(10月頃～)や、入学手続きの時期が(⑥ 早い) (11月～12月頃)ので安易に決めず、しっかりと考えること。

②公募制推薦 (学校型選抜)

[特徴]

大学や専門学校が、推薦基準を(⑦ 全国の高校生) に提示して、その基準を満たす生徒の出願を求めるもの。学校長が推薦する。※専願と併願がある。私立大学の場合は評定平均の基準が3.5以上の学校が多い。

[人数]

原則として推薦できる人数には(⑧ 制限がない)。

[注意]

あくまで出願条件は最低ラインであり、少しでも成績が高い方が合格の可能性が高くなる。また、選考時に実施される小論文や面接(学力試験があることもある)が大きく影響する。

※専願と併願について

専願：受験して合格した場合は、必ずその大学、学校に行くことを確約する入試方法。要項に記載がない場合は専願入試である。

併願：他の大学、学校に同時に出願することができ、合格した場合も、他の大学、学校に入学することが可能な入試方法。

《受験可能な例》

◎併願と併願

A 大学を公募制推薦の併願制ですでに受験していて、その結果が出る前に、B 大学を公募制推薦の併願制で受験すること。

◎専願と併願

A 大学の公募制推薦の専願制で受験していて、その結果が出る前に、B 大学を A0 入試の併願制で受験すること。

※どちらも合格した場合は、必ず A 大学（専願受験）に進学する。

《受験不可能な例》

◎専願と専願

A 大学を公募制推薦の専願制で受験していて、その結果が出る前に、B 大学を公募制推薦の専願制で受験すること。

3. 校内選考方法

指定校推薦、公募制推薦ともに校内の推薦会議で選考した後に、推薦を決定する。選考にあたっては、学業成績だけではなく(⑨ 欠席日数や遅刻・早退回数)や(⑩ 特別活動)、生徒会活動などを含めて、推薦に値する人物であるかどうかを検討する。

4. その他「推薦」と名のつくもの

「自己推薦」や「家族推薦」、「資格者優遇推薦」、などもあるが、いずれも学校長の推薦ではない。

